〔17〕 配偶者の寄与割合が少ないことを主張する場合（年金分割）

相談内容	年金分割の按分割合は原則として0.5とされるが、配偶者の寄与割合が少ないので按分割合は0.5以下であることを主張したい。

【具体例】

例１　夫は特殊な技能を活かして大企業の従業員から役員に昇格し、年収が極めて高額であった。一方、妻は専業主婦であったが、海外旅行が趣味であり自宅にほとんどいなかった。そのため、財産分与の割合が夫7：妻3とされた。

例２　夫は自営業、妻が会社員であったが、夫に浪費癖があり、妻及び妻の実家が家計を支え、家事や育児も担っていた。財産分与の対象となる財産はなかったが、夫から妻に対し年金分割の請求がなされた。

主張のポイント

配偶者の寄与割合が少ないことを理由に年金分割の按分割合を0.5から変更することを主張するためには、基本的に、財産分与の割合が2分の1ではないことを主張する場合と同様の主張・立証を行うこととなります。

とはいえ、年金分割に関しては、いわゆる3号分割（平成20年4月以降の婚姻期間中に国民年金の第3号被保険者であった期間について、

合意がなくても請求によって配偶者の厚生年金記録を分割する制度）において0.5という按分割合が法定されています（厚生年金保険法78の14）。これは勤労期間中に年金保険料を納付して将来年金が支払われるという関係を積立型の財産形成と同様に捉え、婚姻期間中の保険料納付に対する夫婦の寄与割合を平等とみなして離婚に当たり不平等を是正するという清算的見地のほか、老後の所得保障という社会保障的見地が強いものです。

したがって、合意分割の期間に関しても、0.5と異なる按分割合とすることは、財産分与の割合を2分の1から変更する場合よりもさらにハードルが高いものといえます。

1　自分が年金保険料納付に対する特別な寄与をしたこと

自分の収入が配偶者の収入と比べて著しく高額であったこと、自分の収入が特殊な才能に基づくこと、（専業主婦又は専業主夫ではないにもかかわらず）家事・育児等を自分が主に分担していたこと等を主張することになります。また、年金の社会保障的見地を考慮してもなお、按分割合を0.5とすることが不相当であるといえるほど、自分の寄与が特別であることを論じる必要があります。

収入が高額であったことの証拠として、源泉徴収票又は給与明細、課税証明書、雇用契約書、預金口座の取引明細などを提出することができます。

特殊な才能を証明したいときは、自分の略歴が掲載された勤務先のホームページ、自分の業績が取り上げられたニュースをプリントしたものなどが考えられます。

自分が専業主婦又は専業主夫ではなかったにもかかわらず、家事・育児を主に分担していたと主張する場合には、陳述書、家事・育児の

状況が記された日記、夫婦間で家事・育児に関して日常的にやり取りしていたメール、LINE等、家事・育児をしていることを示す写真、自分が子の成長度合を記録したり健診・予防接種に行ったりしていることが分かる母子手帳、自分が主に記載している子の通園先・通学先の連絡帳などを証拠とすることが考えられます。既に家庭裁判所で子の監護状況に関する家庭裁判所調査官の調査がなされており、その中で自分が主たる監護者であったとの意見が示されているときは、その調査報告書も証拠とすることができます。子が成人しており、子の協力が得られるときは、子から陳述書を出してもらうことも考えられます。

既に離婚の財産分与に関する判決が出ており、財産分与の割合が2分の1ではないときは、その判決書を書証とすることができます。

2　年金保険料納付に対する配偶者の寄与割合が少ないこと

配偶者の収入が少ないこと、配偶者が家事・育児等を分担しなかったこと、配偶者が浪費していたこと等を主張することになります。

ここでも、年金の社会保障的見地を考慮してもなお、配偶者の寄与割合が著しく少なく、按分割合を0.5とすることが不相当であるといえる事情を主張しなければなりません。

3　按分割合を0.5とすることを不相当とするその他の事情

自分が年金以外に老後の生活資金を持ち合わせていないこと、自分の健康状態が悪いこと、自分には頼れる親族がいないこと、配偶者は年金以外に老後の生活資金があることなどの事情があれば、年金分割の社会保障的見地を考慮に入れた上で按分割合を修正すべきであると

いう論拠とできるかもしれません。ただし、これらは1・2が立証できた上での補完的要素といえます。

証拠資料

1　自分が年金保険料納付に対する特別な寄与をしたことを示す資料
【例】判決書、源泉徴収票（又は給与明細、確定申告書、課税証明書、雇用契約書）、自分の預金口座の取引明細、勤務先のホームページ、ニュースのプリント、陳述書、日記、メール、LINE等、写真、母子手帳、子の通園先・通学先の連絡帳、調査報告書
2　年金保険料納付に対する配偶者の寄与割合が少ないことを示す資料
【例】判決書、陳述書、日記、写真、メール、LINE等、配偶者の預金口座の取引明細、請求書
3　按分割合を0.5とすることを不相当とするその他の事情を示す資料
【例】自分の預金通帳、診断書、配偶者の預金通帳、保険証書、不動産登記事項証明書、陳述書

反論のポイント

年金分割の按分割合を原則どおり0.5とすべきであること、逆に言えば按分割合を修正すべき特殊な事情はないことを主張することになります。

1　相手方当事者に特別な寄与がないこと

特別な寄与として主張されている事実がないこと、仮にその事実があったとしても、按分割合を修正すべき特別な事情とは評価できないことを主張します。

2　配偶者として相当な寄与をしたこと

ここでも、相手方当事者の主張が事実ではないこと、仮に事実であったとしても按分割合を修正すべき特別な事情には当たらないことを主張することになります。かえって、自分が配偶者として寄与したことを示す事情があれば、それを主張することもできます。

3　按分割合を修正すべきその他の事情がないこと

相手方当事者には老後の生活資金があること、自分には相手方当事者の主張するような余裕はないこと、自分にも老後の不安要因があることなどを主張することができるかもしれません。

証拠資料

1　相手方当事者に特別な寄与がないことを示す資料

【例】陳述書、相手方当事者宛の請求書

2　配偶者として相当な寄与をしたことを示す資料

【例】陳述書、日記、メール、LINE等、写真、母子手帳、子の通園先・通学先

の連絡帳、源泉徴収票（又は給与明細、確定申告書、課税証明書、雇用契約書）、自分の預金口座の取引明細
3　按分割合を修正すべきその他の事情がないことを示す資料
【例】自分の預金通帳、診断書、配偶者の預金通帳、保険証書、不動産登記事項証明書、遺産分割協議書、陳述書

＜参考判例等＞

【按分割合が修正された事例】

○元夫が元妻に対し年金分割を求めた事案において、元妻が家計のやりくりに苦労してきたこと、元夫の退職後は元妻の収入により主に家計が維持されてきたこと等を考慮して、按分割合を0.3と定めた事例（東京家審平25・10・1判時2218・69）

【按分割合の修正が認められなかった事例】

○妻に約840万円の浪費又は隠匿の事情があったとしても、按分割合を修正すべき特別な事情に当たらないとした事例（広島高決平20・3・14家月61・3・60）

(2)　相手の稼働能力

〔38〕　義務者に潜在的稼働能力があることを主張する場合

相談内容	夫が退職して無収入となったが、働けるのに働いていないだけなので、夫に潜在的稼働能力があることを主張したい。

【具体例】

例１　夫が退職して、無収入になった。

例２　夫が転職して、低所得になった。

主張のポイント

義務者が無収入あるいは低所得であっても、この状態に合理的な理由がない場合、養育費等の算定を行うに当たり、直ちに現実の収入を基礎にするのは公平ではなく、賃金センサスや従前の収入状況等から、稼働能力に応じた収入を擬制して、算定の基礎とすることがあります。

義務者に潜在的稼働能力があることを主張するには、無収入あるいは低所得であることに合理的な理由がないことを具体的に主張します。

1　無収入や低所得であることに合理的な理由がないこと

義務者が退職して無収入となった場合、過去の経験や就業状況、健康状態、学歴、資格の有無、年齢、退職の経緯、就職活動の状況とそ

の結果、求人状況等の事情から、無収入あるいは低所得であることにやむを得ない事情がないと主張します。

とりわけ、退職の時期（当事者間の紛争が顕在化した時期との前後関係）や退職理由、退職前後の義務者の言動等は、義務者が故意に退職したことを基礎づける事情として審判例でも重視されています。

具体的には、義務者が退職前に強制執行について自ら調べていた、夫婦間の紛争が終了するまで仕事を見つけないと権利者に告知していた等の事情は、義務者が養育費等の支払義務を免れるため故意に退職したことを基礎づけ、退職した経緯に合理的な理由がないと認定されることがあります。

また、義務者が転職して低所得となった場合、職業選択の自由からすれば転職そのものは非難されないものの、家庭がある場合には家族の生活への配慮がなされているかも考慮されます。具体的には、年齢、資格の有無、過去の経験、転職の時期、収入の減少幅等から、自己の本来の稼働能力に応じた収入を得ようとしていないと主張します。

また義務者が収入に影響を与え得る立場にある場合、例えば、義務者が会社の過半数の株式を有する取締役である、義務者の勤務する会社の経営者が義務者の親族であるといった事情がある場合にも、低所得であることに合理的な理由がないとされることがあります。

証拠資料

1　無収入や低所得であることに合理的な理由がないことを示す資料

【例】義務者のメール、LINE等、陳述書等義務者に収入を減らす意図があったことが分かる資料、資格・職歴等が分かる資料

反論のポイント

他方、義務者は、無収入あるいは低所得であることに合理的な理由があることを主張します。

1　無収入や低所得であることに合理的な理由があること

無収入あるいは低所得がやむを得ないとされる理由としては、疾病等により稼働できないこと、当事者が高齢であること、当事者が中高年であり再就職が困難であること等があげられます。

転職等によって低所得になった場合でも、一時的に研究生活や研修生活に戻ったことによるものであって、収入の減少幅が少ないこと、減少期間が短いこと、収入の減少期間があってもその後収入の増加が見込まれること等が認められれば、敢えて収入を減らすという不当な意図はなく、低所得であることに合理的な理由があると判断されます。

無収入や低所得であることに合理的な理由があると判断されると、義務者の収入については、従前の収入や賃金センサス等がそのまま算定の基礎になるのではなく、短時間労働者としての能力を限度として収入が擬制されることもあります。

証拠資料

1　無収入や低所得であることに合理的な理由があることを示す資料

【例】診断書、解雇に至った経緯が分かる資料、履歴書、不採用決定通知等再就職が困難な状況にあることが分かる資料

＜参考判例等＞

【義務者の収入が無収入であると認められた事例】

○アルコール依存症等の診断を受け無職となったため、診断書の記載や保佐開始申立予定であること等から稼働能力がないとして収入を0と認定した事例（大阪高決平21・4・16（平21（ラ）204））

【退職前と同程度の収入が認定された事例】

○歯科医師が退職して減収を主張したが、仮に退職がやむを得なかったとしても、その年齢、資格、経験等からみて、同程度の収入を得る稼働能力はあると認めることができるとして、退職後の減少した収入を算定の基礎とすることはできないとした事例（大阪高決平22・3・3家月62・11・96）

【潜在的稼働能力を擬制するに当たり判断基準を示した事例】

○義務者が無職であったり、低額の収入しか得ていないときは、就労が制限される客観的、合理的事情がないのに単に労働意欲を欠いているなどの主観的な事情によって本来の稼働能力を発揮しておらず、そのことが養育費の分担における権利者との関係で公平に反すると評価される場合に初めて、義務者が本来の稼働能力（潜在的稼働能力）を発揮したとしたら得られるであろう収入を諸般の事情から推認し、これを養育費算定の基礎とすることが許されるというべきとして、原審はこの点を十分に審理していないとして、原審を取り消し、差し戻した事例（東京高決平28・1・19判時2311・19）

〔52〕　義務者の再婚相手に稼働能力がないことを主張する場合

相談内容	離婚後に子の養育費を支払ってきたが、自分が再婚をした。再婚相手が仕事をすることができず、扶養をする必要があるので、今後は養育費を減額することを主張したい。

【具体例】

義務者と権利者は、調停離婚した元夫婦である。義務者と権利者との間には子Ａがおり、現在、権利者が親権者として監護養育している。義務者は、調停調書に従い、これまでＡの養育費を支払ってきた。その後、義務者はＢと再婚したが、Ｂは仕事をしていない。

主張のポイント

義務者が再婚し、再婚相手Ｂを扶養する必要がある場合、義務者はＢの扶養義務を負うことになります。したがって、再婚相手の扶養義務を負う場合には、養育費を減額すべき事情変更に該当します。

そのため、義務者は、権利者を相手方として養育費減額請求調停を申し立て、その調停において、義務者とＢとの再婚及びＢの扶養の必要性を主張・立証することになります。

1　義務者が再婚したこと

義務者の再婚の事実や時期については、戸籍全部事項証明書により

明らかになります。

2　義務者が再婚相手を扶養する必要があること

義務者が再婚をし、単に再婚相手を扶養しているという事実のみでは、養育費の減額事由になるわけではなく、再婚相手が要扶養状態にあることまで立証する必要があります。

要扶養状態にあるかについては、就労しているとしても収入が低額であることや、持病や障害があり就労ができないこと、乳幼児を監護しており保育園に入れることも困難であること等の事情を主張・立証していく必要があります。

なお、義務者が再婚相手を扶養する必要がある場合ですが、その生活指数は、生活保護基準に基づいて算出すると15歳未満の子の指数と近い数字になることから62として計算することが多いと思われます。

具体的な養育費の計算式は、以下のとおりです（義務者の基礎収入：X、権利者の基礎収入：Y、義務者の生活費指数：A、当事者間の子の生活費指数：B、再婚相手の生活費指数：C）。

X×B÷（A＋B＋C）×X÷（X＋Y）

例えば、義務者の基礎収入が500万円、権利者の基礎収入が200万円とすると、当事者間の子が15歳未満の場合は、再婚相手の生活費指数も62であることに注意して、

500万円×62÷（100＋62＋62）×500万円÷（500万円＋200万円）

≒98万8,520円／年

となります。

証拠資料

1　義務者が再婚したことを示す資料

【例】義務者の戸籍全部事項証明書

2　義務者が再婚相手を扶養する必要があることを示す資料

【例】義務者の収入資料（源泉徴収票、確定申告書等）、再婚相手の収入資料（源泉徴収票、確定申告書、非課税証明書等）、義務者や再婚相手の健康保険証、再婚相手に持病があることを示す資料（診断書、通院記録等）、再婚相手の障害者手帳等

反論のポイント

一般に、義務者が再婚をしたとしても、直ちに養育費の減額事由になるわけではありません。ただし、義務者の再婚相手に稼働能力がなく、義務者が再婚相手を扶養する必要がある場合には、義務者は子に加えて再婚相手に対しても扶養義務を負うことになります。その場合、義務者が扶養義務を負う人数が増加するため、子に対する養育費の金額は減少することになります。

もっとも、義務者の再婚相手が仕事をしておらず、現実に義務者が扶養をしているとしても、再婚相手の年齢、健康状態、学歴・職歴、乳幼児を監護しているか等を勘案して再婚相手に潜在的な稼働能力があると認められる場合には、義務者が再婚相手を扶養していることにより直ちに養育費が減額されるものとはいえないでしょう。

1　義務者の再婚相手に稼働能力があること

義務者が再婚をし、実際に再婚相手を扶養しているとしても、再婚相手の年齢や健康状態、学歴・職歴等を勘案すると、稼働する能力があると認められる場合には、再婚相手を扶養しているとしても直ちに養育費を減額する事由にはならないと考えられます。

もっとも、再婚相手が乳幼児等を監護しており、保育園等に預けることも困難である等の事情がある場合には、年齢や健康状態、学歴・職歴等を勘案しても稼働能力はないとみなされる可能性が高いと考えられます。

2　義務者の再婚相手の収入

義務者の再婚相手に稼働能力があるとしても、実際に稼働していない場合、再婚相手の収入をいくらとみるかが問題になります。

再婚相手の従前の収入を参考にするほか、賃金センサスにより、稼働能力をみる場合もあると思われます。

また、義務者の再婚相手の生活費指数を修正することもあり得ます。

証拠資料

1　義務者の再婚相手に稼働能力があることを示す資料

【例】義務者の再婚相手の従前の収入資料（源泉徴収票、確定申告書、課税証明書等）

2　義務者の再婚相手の収入を示す資料
【例】義務者の再婚相手の従前の収入資料（源泉徴収票、確定申告書、課税証明書等）、賃金センサス

＜参考判例等＞

【再婚相手の稼働能力を認めなかった事例】

○義務者から、養育費の減額を求めた事案において、義務者が再婚し、子をもうけたという事情は、養育費の変更事情に該当するとした。しかしながら、再婚相手の育児休業期間経過後は、再婚相手も出生した子の養育費を負担できるようになることが予想され、その後必要があれば義務者において再度減額等の申立てをするのが相当であるとして、再婚相手の育児休業期間が終了する月までに限り、養育費を減額した事例（福島家会津若松支審平19・11・9家月60・6・62）